

○令和五年デジタル庁告示第四号（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための
預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付）

（令和五年四月二十四日）

（デジタル庁告示第四号）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される給付金であって、都道府県又は市町村（特別区を含む。）から、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるものをいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。